

東日本大震災に係る農林水産物や食品等の 風評被害対策について

【担当省庁】農林水産省、経済産業省、厚生労働省、外務省

京都府では原発事故の発生に伴い、府内産農林水産物に対する安心・安全の確保のための放射性物質の検査や、各国等の輸出規制に対する輸出証明書の発行等に取り組んでいますが、消費者の食の安心・安全確保の体制を確立するとともに、正確な情報提供等により中国等の過度な輸出規制を解除させ、生産者・加工流通事業者等の経営を維持するため、次のとおり提案します。

京都府からの要望

1 消費者の食の安心・安全確保の体制確立について

消費者が安心して米や牛肉などの農林水産物や食品等を消費できるよう、国の責任において放射性物質に関し安全確保対策と徹底した検査を行い、汚染された農林水産物や食品等を流通させない体制を構築・強化すること。

なお、地方自治体等がすでに進めている独自の検査も含め、各自治体の応急対策に関する検査機器導入等に対しては、適切な財政措置を行うこと。

2 消費者等への適切な情報提供について

消費者が不安に感じている実態を踏まえ、消費者・マスコミ・流通事業者に科学的根拠に基づく適切な情報提供と丁寧なリスクコミュニケーションを実施すること。

3 畜産農家の経営維持・支援、牛肉の消費回復について

経営的打撃を被った畜産農家が経営を維持できるよう肉用牛肥育経営安定対策事業の拡充等万全の支援を行うこと。

自治体や生産者、食肉事業者等が行う国産牛肉の消費回復に向けた取り組みに対して支援すること。

4 國際的な風評被害対策の実施について

国際的な風評被害を防止するため、日本から輸出される農林水産物や食品等に関する安全性について正確な情報を提供し、諸外国政府に対して、不当な輸入禁止等の措置をとらないよう働きかけること。

円滑な輸出が可能となるよう各国と規制措置について早急に協議するとともに、事業者へ迅速な情報提供を行うこと。特に、中国向け輸出は、ほとんどの農林水産物や食品等でストップしているため、ビジネス機会喪失に繋がらぬよう、一刻も早く再開できるよう努めること。

事業者の混乱や過大な費用負担を防ぐため、相手国が要求する証明書の発行は、国の責任において一括して行うこと。やむを得ず、「当分の間」地方公共団体で対応するとしても、その根拠を明確にするとともに、実施期限を明らかにし、必要な財源措置を行うこと。

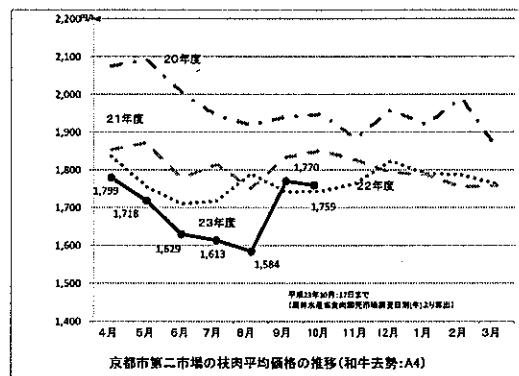
京都府の現状・課題等

◆ 京都府の検査体制について

- 3月～ 流通食品の安全性確認のためのモニタリング検査開始
- 4月～ 府内産農林水産物の安全性確認のためのモニタリング検査開始
- 6月～ 府内産農林水産物検査体制強化のため、5月補正予算により民間検査機関委託を実施
- 10月 迅速検査機器（NaIシンチレーションスペクトロメータ）導入

◆ 京都市中央卸売市場第二市場の枝肉平均価格の推移

3月の震災発生後の自粛ムード、7月の放射能汚染問題頭により大きく下落したが、全頭検査の実施等により、9月以降は平成22年度水準まで回復している。



◆ 経営的打撃を被った畜産農家に対する京都府独自支援の実施

<農業経営緊急回復支援事業>

一定期間の売上高が前年比で 10 %以上減少している畜産経営が、安全な稻わら等粗飼料を共同購入する場合に助成

◆ 國際的な風評被害について

- 府内事業者による農産物（茶等）についても、輸出先業者から取引一時停止の事例が発生し、また、京都府内の企業において風評被害により輸出がストップした事例もある。
- EU、韓国等相手国政府との協議が整った国向けの証明書の発行については、事前審査を行うなど、混乱のないように対応しているところであるが、複数の都道府県にまたがる場合、国において一括して発行することが望まれる。
- また、府内業者の強い要望を受けて、国で協議が整っていない国に対しても、府独自で証明書を発行しているが、効力を有しない場合がある。

(参考) 中国向け府独自証明書発行件数

	茶	菓子	食品添加物	ワイン	日本酒	計
発行件数	5	3	3	1	1	13
うち通関できず	5	3			1	9
うち通関			3	1		4

※ 通関したものも、審査に 2~3 ヶ月要している。

- 24 年 1 月に上海久光百貨店で開催予定であった京都物産展は、食品が通関できないため、中止を決定した。(23 年 1 月時は 1 週間で 28,000 人が来場)

【京都府の担当部局】

- | | | |
|---------|------------|--------------|
| 農林水産部 | 食の安心・安全推進課 | 075-414-5654 |
| | 畜産課 | 075-414-4983 |
| | 研究普及ブランド課 | 075-414-4940 |
| 商工労働観光部 | 染織・工芸課 | 075-414-4858 |
| | 貿易・商業課 | 075-414-4844 |